学習ボランティアの役割と養成

上　條　秀　元
（文部省）

はじめに

昨年７月に提出された生涯学習審議会答申が当面取り組むべき４つの課題の１つにボランティア活動の支援・推進を提言したことがきっかけとなり，教育委員会や社会教育施設等においてボランティア活動を支援・推進するための取り組みが高まりつつある。本稿では，まず学習ボランティアの役割について考察し，次いで，学習ボランティアの養成・研修事業の意義と現状を考察することにより，今後の課題や方向を探りたい。

1　学習ボランティアの役割

学習ボランティアの役割を考えるに当たって，はじめに「学習ボランティア」とは何かを明らかにしておく必要があろう。生涯学習審議会答申では，ボランティア活動を「個人の自由意志に基づき，その知識・技能や時間等を進んで提供し，社会に貢献すること」と定義している。この定義にならえば，「学習ボランティア活動」とは，「個人の自由意志に基づき，その知識・技能や時間等を進んで提供し，生涯学習の促進に貢献すること」と定義されよう。また，これを行う者が「学習ボランティア」ということになる。

このように考えると，学習ボランティアは福祉ボランティアや環境保護などのボランティアとは役割を異にしており，この意味で別々の存在と言うことになる。しかし，現実には，ボランティアの活動分野の広がりによる「無境界化現象」も見られる。例えば，人形劇のグループが公民館や幼稚園等で幼児や児童を対象に公演するケースは一般的であるが，老人ホームなどの福祉施設で公演するケースも広く見られる。前者は幼児や青少年に対する教育的な働きかけを目的にしてお

り，学習ボランティアと言える。これに対して，後者は高齢者に対する教育的な作用も意図しているが，高齢者に対する福祉活動としての役割ももっており，その意味では，福祉ボランティアと言える。また，身障者へのサービスを行うボランティアは身障者への福祉活動を行うという意味では，福祉ボランティアと言えるが，図書館において，身障者の利用へのサービスを行う場合は，身障者の学習活動を援助するという意味で，学習ボランティアと言えよう。

以上の定義を踏まえて学習ボランティアの役割を考えると，次の４つに整理されよう。

１つは，学習の指導である。人々の学習（知識・技術の習得等）を指導するボランティアである。いわゆる専門的指導者はこの分野に属するが，これらの指導者がボランティア精神をもって活動すれば，（その限りにおいて）ボランティアと言える。一般的には，高齢者人材活用や学校の社会人活用における指導者のように，その分野の専門家では無くとも，人生経験等を生かして指導する者を学習ボランティアまたは教育ボランティアと称している。

第２は，学習集団等の運営上のリーダーである。これらの人々は，学習集団の推進力とも言うべき積極的な役割を果たしており，活動の性格から学習ボランティアとみなすこともできよう。

第３は，生涯学習のコーディネーターである。学習施設，学習機会，指導者などの学習資源と人々（学習者）を媒介する役割をもつボランティアである。具体的には，人々に対して学習情報提供を行ったり学習相談に応ずるものである。例えば，生涯学習推進員や学習相談員などがこれに該当する。これらの人々の中には，非常勤職員のような形で行政から委嘱されて活動するケースが見られる。このようなケースでは，厳密な意味では「民間」生涯学習指導者には含まれないが，「形式的には，社会教育主事などの正規の職員とボランティアの中間に位置する存在[注1]」として，民間人としての役割も期待される。また，その役割等からボランティアの範ちゅうに含める考え方も見られる。

第４は，学習活動の援助者である。人々の学習を支えるための様々な援助を行うものである。例えば，公民館の講座等における保育者や図書館等における身障者へのボランティアがある。また，イベントの運営への協力者のように，労力等の提供を通じて学習を援助する者がある。

2　学習ボランティアの養成・研修の意義

次に，学習ボランティアの養成・研修の意義について考察しよう。はじめに，

「養成」と「研修」の定義を整理しておきたい。「養成」とは，「養い育てること」（広辞苑）を意味するが，「社会教育主事を養成する」という用法に示されるように，資格取得のための研修において用いられることが多い。これに対して，「研修」とは，「①学問や技芸などをみがきおさめること　②現職教育」（広辞苑）の二様に用いられている。以下，この定義を適用して，新たにボランティア活動を行う人に対して，必要な知識・技術等の習得を図ることを「養成」とし，ボランティアの資質・力量の向上のための機会を「研修」として区別することとしたい。

学習ボランティアの養成・研修の意義を考える上で，国の答申等が参考となろう。昭和46年４月の社会教育審議会答申は，「今後，国民の自主的学習の多彩な展開を促進する中心的な力となるものは，民間における有志指導者のエネルギーである。」として，指導者養成事業の拡充を提言している。（第２部５(2)[注2]）この答申では，「民間における有志指導者」という表現を用いているが，学習ボランティアの概念と多分に重なる面があると言えよう。

昭和61年12月の社会教育審議会施設分科会報告では，「ボランティアの養成と研修」の項目を設けて，「ボランティア活動を更に広めるためには，人々の参加を容易にする諸条件の整備を図ることが大切である。ボランティアに関する養成や研修を積極的に行うのもその一つである。」として，①それぞれの施設の特色を生かした養成・研修のためのプログラムを用意すること，②高度な知識・技術を必要とする領域の増加が予想される。そのために，研修の高度化を図ること，③ボランティアのまとめ役としてのボランティア・リーダーの役割が重要となる。そのために，ボランティアの養成・研修を積極的に行うこと――の３点を提言している。（第３章２[注3]）

昭和62年４月の臨時教育審議会の第３次答申は，ボランティア活動の意義を述べた上で，「その活動を充実させたいと希望する人々に対して，必要な知識・技術の習得やそのリフレッシュができるような研修プログラムを準備する」ことを提言している。（第１章第１節[注4]）

平成４年７月の生涯学習審議会答申では，ボランティア層の拡大のためには，「ボランティアとして活動するための基礎的な学習機会の充実や，学習の成果と能力を生かした活動の場の開発が今後の課題であり，特に公的施設・機関等の役割が期待される」と述べている。（第２部第２章２(3)）また，「ボランティア活動においては，その中心となる経験豊富な世話役的リーダーの役割が大きい」として，ボランティアを受け入れる施設や機関等が「必要に応じ，ボランティア活動のリーダーとなる人の資質・能力の向上を図る機会を設けること」を提言している。（第３部４(1)[注5]）

以上，国の答申等からボランティアの養成・研修事業の意義に関する部分を引用した。学習ボランティアの養成・研修事業は，ボランティアの発掘，情報の組織化，活用，評価の全体的なプロセスの中に位置づけて考える必要があろう。筆者は人材の発掘，組織化，活用，評価のシステムを図１のように整理し，人材の養成と研修をその中に位置づけたことがある(注6)。ボランティアに関しても，このような考え方が適用できよう。

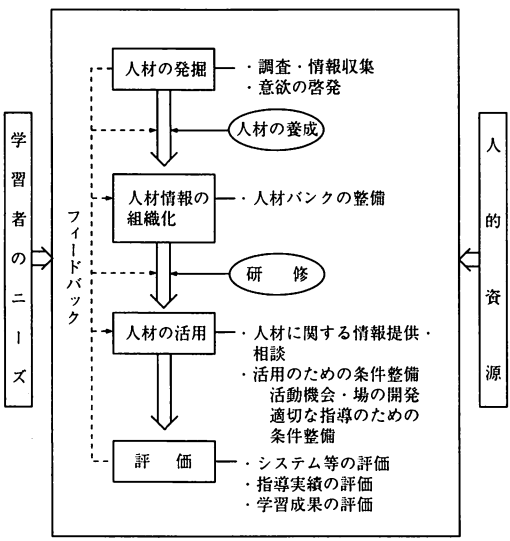

図１　　人材の発掘・組織化・評価のシステム

その際，ボランティアの養成と研修はこのプロセスの中に必ず位置づけるべきかということが問題となる。当然のことながら，既に知識や技術等を有する者に対しては必要が無い。その意味では，必然的なプロセスではなく，ボランティア層の発展と活動発展のための積極的な方策の一つと考えることが妥当であろう。

前述の答申を踏まえて養成・研修事業の役割をまとめると，第１にボランティア活動への導入としての役割がある。活動に関心をもった人が活動に参加するために必要な知識・技術等を習得することである。この場合，間口を広くして，ボランティア活動の意義から講義しながら，具体的な活動についての案内や方向づけを行う方法がある。この方法は，ボランティア活動を行いたい気持ちはあるが，何をしたらよいのかわからない場合に有効である。もう一つの方法は，特定の活動についての導入を行う方法である。どのような活動をしたいかはっきりしているが，そのための知識や技術等を持ち合わせない場合に有効である。なお，今後

情報提供や相談機能が拡充されるに伴い，前者のケースはこれによって代替されて行くであろう。

第2の役割は，ボランティアの一層の資質・能力の向上や活動の高度化を図る役割である。現に活動をしているボランティアの研究協議や専門的な知識・技術習得のための研修機会等である。

第3の役割は，ボランティアグループ等のリーダーを養成する役割である。ボランティア活動の発展は，活動を支えるリーダーの役割に負うところが大きい。これらのリーダーの養成・研修の機会を設けることである。

第4の役割は，ボランティアグループの形成を援助する役割である。養成事業をきっかけとして，有志による自主グループの結成に発展するケースが見られる。このような発展を援助することも，積極的な役割と言えよう。

これらの養成・研修を行う機関としては，地方公共団体などの公的な機関が，まず思い浮かべられるであろう。

公的機関は，学習ボランティア活動促進のための条件整備の役割を担っており，学習ボランティアの養成・研修事業においても，一層積極的な役割を果たすことか期待されよう。しかし，ボランティア活動は人々の自発性に依拠するという精神に照らせば，将来的には，公的機関が自らの必要から，あるいは公的機関としての役割に即して行う場合を除き，ボランティア団体などの関係機関による養成・研修の機会が拡充されること，それを公的機関や企業が支援するという関係が発展することが望ましいと思われる。

以下，主として余暇文化振興会が平成4年度に行った調査[注7]に基づいて，学習ボランティア養成・研修の現状と課題を考察したい。

3　学習ボランティア養成・研修事業の現状

(1)　施策における位置づけ

まず，市町村教育委員会の年間施設の中にボランティアの養成や活動促進をどう位置づけているかを見よう（表1）。

表1　教育委員会の年間施策におけるボランティアの養成，活動促進施策の位置づけ

単位：%

位　置　づ　け	全体 n=476	市(区) n=103	町 n=290	村 n=81
1　重点施設の一つに位置づけている	10.1	15.2	9.7	4.9
2　重点施策ではないが，施策の中に位置づけている	43.5	44.8	45.2	35.8
3　特に位置づけていない	39.1	33.3	37.2	53.1
無　回　答	7.4	6.7	7.9	6.2
合　　計	100.0	100.0	100.0	100.0

（資料）余暇文化振興会『余暇学習の成果を生かしたボランティアの養成と活用に関する調査』

教育委員会の施策の中に位置づけている市町村は53.6%で，過半数を占める。これらの内，「重点施策の一つに位置づけている」市町村は10.1%である。なお，市町村別の施策の中における位置づけは，市＞町＞村の順に高くなっている。

(2)　養成・研修事業の実施状況

教育委員会や社会教育施設におけるボランティア養成・研修事業の実施状況及び実施予定は表2の通りである。

平成3年度にボランティア養成・研究事業を実施した市町村別は30.3%である。市町村別の実施状況は，市＞町＞村の順となっている。

平成4～6年度に実施を予定している市町村は50.8%で，平成3年度より約20%上回っており，今後の一層の広がりが予想される。市町村別では，実施状況と同様の傾向である。

次に，平成3年度の事業の実施機関を見ると，社会福祉協議会が54.0%で特に多い。（なお，今回の調査では，社会福祉協議会に対しては，教育委員会からの照会調査という方法を採用している。直接調査をしていたら，比重はもっと高くなると思われる。）次いで，教育委員会20.9%，公民館11.9%である。また，教育

委員会と社会教育施設の合計は38.3％である。

表２　ボランティアの養成・研修事業の実施状況

単位：％

		昭和63～平成２年度に実施	平成３年度に実施	平成４～６年度に実施予定
全体n=476		29.6	30.3	50.8
市町村別	市(区)n=105	54.3	47.6	62.9
	町　n=290	25.5	27.9	50.7
	村　n=81	12.3	16.0	35.8

（資料）余暇文化振興会調査報告書より作成

事業の目的は表３に示すように，「心身障害者の学習を援助するボランティアを養成する」，「高齢者への福祉活動を行うボランティアを養成する」などの福祉ボランティアの養成に関する目的が３割台で特に多く，次いで青少年，婦人，成人（一般）の「社会参加を促進する」が各々２割台を占めている。

これを教育委員会関係（教育委員会及び社会教育施設）と社会福祉協議会の講座に分けて比較すると，教育委員会関係は「青少年の社会参加を促進する」，「社会教育施設の運営に協力するボランティアを養成する」，「地域の文化やスポーツの発展を図る」，「世代間の交流や伝統文化の継承を図る」などの，学習（教育）ボランティアの養成に関する目的が比較的多い。これに対して，社会福祉協議会の講座は，「心身障害者の学習を援助するボランティアを養成する」，「高齢者への福祉活動を行うボランティアを養成する」などの福祉ボランティアの養成に関する目的が比較的多い。なお，教育委員会関係は福祉や環境美化・保全活動のボランティア養成にも少なからぬ役割を果たしていることも示されている。

主な参加者は（複数回答），成人一般54.5％，婦人40.3％で，成人一般及び婦人が特に多い。あとは，小学生，中学生，高校生，高齢者が各々15％内外，大学生は7.4％である。

表3 ボランティアの養成・研修のための講座の主な目的（複数回答）

単位：%

目　　的	全体 n=781	教委関係 n=299	福祉協議会 n=422
1 青少年の社会参加の促進	23.4	31.4	18.2
2 婦人の社会参加の促進	24.5	23.1	24.4
3 成人（一般）の社会参加の促進	24.6	21.7	26.8
4 高齢者の社会参加の促進	12.3	12.4	11.8
5 地域の文化やスポーツの発展を図る	8.5	19.4	1.4
6 世代間の交流や伝統文化の継承を図る	7.9	12.7	4.3
7 国際交流や国際理解の促進	1.3	2.3	0.5
8 社会教育施設の運営に協力するボランティアの養成	17.7	28.8	10.4
9 心身障害者の学習を援助するボランティアの養成	35.5	21.7	45.5
10 高齢者への福祉活動を行うボランティアの養成	34.3	16.7	46.4
11 環境の美化・保全活動を行うボランティアの養成	14.7	20.7	10.9
12 その他	10.8	3.3	15.6

（資料）余暇文化振興会調査報告書より作成

財源については，自主事業73.8%，国庫補助事業11.0%，県費補助事業10.0%，その他10.7%で，自主事業が4分の3を占めている。

最後に，養成・研修講座終了後の評価と活用の実態を分析しよう。（表4）

表4　ボランティア養成・研修講座修了後の評価と活用（複数回答）

単位：%

	全体 n=713	市(区) n=315	町 n=338	村 n=60
1．修了証を交付している	26.2	36.2	17.8	21.7
2．資格認定を行っている	3.1	3.8	2.1	5.0
3．人材バンク等に登録している	6.3	3.2	8.9	8.3
4．主催事業において活用を図っている	37.7	39.0	38.2	28.3
5．ボランティアとして，関係者に情報提供や斡旋をしている	23.7	27.9	21.0	16.7
6．ボランティアの派遣をしている	15.1	17.1	14.2	10.0
7．自主グループを結成して活動している	31.3	28.6	34.0	30.0
8．既存のボランティア団体への参加を奨励している	25.7	33.0	21.3	11.7
9．その他	7.4	10.8	5.3	1.7
10．講座修了後の学習成果の評価と活用は特に行っていない	11.2	7.0	13.3	21.7

（資料）余暇文化振興会調査報告書

まず評価の実態について見ると，「修了証の交付」は26.2%で，約4分の1の市町村が行っており，数はそれほど多くないとは言え，これが代表的な評価の方法となっている。これに対して，「資格認定を行っている」は3.1%である。

活用については，「主催事業において活用を図っている」が37.7%で特に多い。次いで，「自主グループを結成して活動している」が31.3%，「既存のボランティ

ア団体への参加を奨励している」が25.7％である。これらは，公的機関が実施する養成・研修事業の目的を端的に示していると言えよう。

また，「人材バンクに登録している」は6.3％にすぎないが，これは人材バンクを整備している市町村が少ないことの表れであろう。

(3)　特徴的な講座の分析

市町村の教育委員会，社会教育施設や社会福祉協議会等が平成３年度に実施したボランティア養成・研修講座のうち，特徴的なものを所定の様式に３つまで記入していただいたところ，476市町村の内の237市町村から419事例が寄せられた。

事例を分析したところ，図２に示すように，養成・研修講座の主な目的は７分

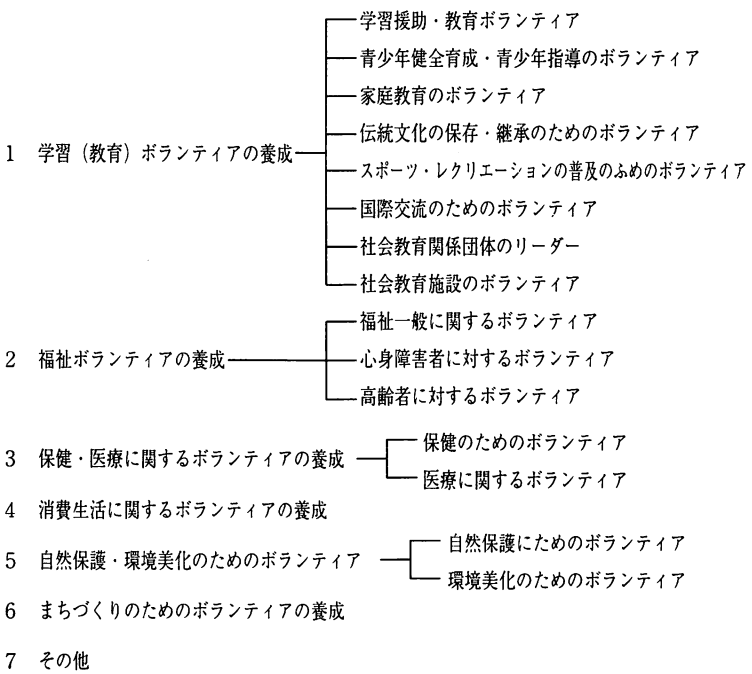

図２　ボランティア養成・研修講座の種類

（資料）余暇文化振興会調査報告書の
「特徴的なボランティア養成・研修講座」の分析より

野に整理された。なお，この分野では，国際交流のためのボランティアを，交流機能がもつ教育作用に着目して，「学習（教育）ボランティアの養成」の範ちゅうに含めている。また，図書館において身障者サービスを行うボランティアの養成も，身障者の学習活動への支援という視点から，「学習（教育）ボランティアの養成」の「社会教育施設のボランティア」り範ちゅうに含めている。

これらの内，福祉ボランティアの養成・研修講座が最も多く，次いで，学習（教育）ボランティアの養成・研修講座である。

ア　学習（教育）ボランティアの養成

まず，学習（教育）ボランティアの養成に関しては，さらに9分野に分けられており，ボランティア養成の分野の多様化が進みつつあることが示されているように思われる。

具体的な事例に関しては，入門的な，初心者への導入的な事例が多いが，その内容は，特定の活動目的に即した事例が多い。また，高度で専門的な内容のものも見られる。例えば，「親と子のこころの電話相談員養成講座」（京都市教育委員会）は，電話相談員として必要な基礎知識や基本的な心構え，応答技能の習得を図るために，基礎講座（5日間），専門講座（5日間），実習訓練（14日間），計24日間の研修を行っている。また，「図書館ボランティア養成　読み聞かせ講座初級編，中級編」（愛知県豊浦町中央図書館）のようなレベル別の研修や，「朗読者現任講座（医学）」（東京都大田区立図書館）のように，医学面の朗読ボランティアの養成を図った研修も見られる。

また，スポーツ・レクリエーションに関しては，日本レクリエーション指導者認定，体力テスト判定員などの資格取得と結びつけたボランティア養成の事例が見られる。

実施機関では，教育委員会が53で特に多い。次いで，社会教育施設が27，社会福祉協議会2，その他18である。

社会教育施設の内訳は，公民館と図書館が多いが，図書館の養成・研修講座が，読み聞かせや点訳ボランティアなど，図書館活動に関するボランティアの養成を主な目的としているのに対して，公民館の養成・研修講座は「学習援助（教育）の養成・研修」の中の様々な分野にわたっているという特徴がある。

「その他」の実施機関の内訳は，対象別の団体や目的別の社会教育団体が多い。また，教育委員会と公民館，町と教育委員会と関係団体，公民館と関係団体などの共催の事例も少なからず寄せられている。

対象別では，成人を対象としたものが特に多い。また，小・中・高生を対象とした事例も少なからず寄せられており，最近の青少年ボランティア活動促進の機

運が反映されている。

イ　福祉ボランティアの養成

次に，福祉ボランティアの養成に関しては，福祉一般に関するボランティアの養成，身障者に対するボランティアの養成，高齢者に対するボランティアの養成の3つの分野に分けられた。

内容は，対象者の実状等に応じた特定のテーマに関するものが多い。例えば，身障者に対するボランティアの養成の事例を見ると，「自立応援講座」，「要約筆記講座」，「運転ボランティア養成講座」などの具体的なテーマのものが見られた。また，「熟年男性ボランティア講座」（東京都武蔵野市社会福祉協議会等）のように，今後の参加層の拡大が待たれる熟年男性を主な対象としたもの，「ボランティア専門講座」（東京都府中市社会福祉協議会），「朗読教室（中級）」（千葉県君津市社会福祉協議会）のように，ボランティアを対象として，知識・技術等の一層の向上を図ったものも見られる。

小・中・高校生を対象とした事例も少なからず寄せられている。また，婦人と青少年，小・中学生と担当教師などの2世代または3世代を対象とした事例も寄せられている。

小・中・高校生などの青少年を対象とした事例では，社会福祉協議会がボランティアスクールあるいは，サマースクール，サマーワークキャンプなどの各称で夏休みを利用して一定機関実施するケースが多い。

実施機関では，社会福祉協議会が特に多い。また，教育委員会や社会教育施設（特に，公民館）が実施する事例も少なからず寄せられている。この他の実施機関は，福祉課，住民課などの市町村長部局，福祉センター，勤労青少年ホーム，働く婦人の家などの市町村長部局関係の施設，ボランティア連協，身障者団体連合会などの団体に分けられる。また，市町村と社会福祉協議会，教育委員会と社会福祉協議会，社会福祉協議会と身障者友の会などのボランティア団体との共催などの様々な共催の形が見られる。

ウ　その他のボランティアの養成

その他の分野では，寄せられた事例は少ないが，保護・医療に関しては，「食生活改善推進員養成講座」，「救急法養成講座」，消費生活に関しては，「消費生活学級」，自然保護・環境美化に関しては，「環境保護実践講座」，「公民館花づくり講習会」，まちづくりに関しては，「ボランティア観光ガイド養成講習会」などの事例が寄せられた。

4　今後の課題

最後に，ボランティア養成・研修の今後の課題について考察しよう。

今後ボランティア活動を進めるために必要な課題について，市町村教育委員会の担当者にたずねた中から，ボランティアの養成・研修に関する項目をまとめたものが表5である。

表5　ボランティアの養成・研修に関する課題

単位：%

課　　題	全体 n=476	市(区) n=103	町 n=290	村 n=81
1　ボランティアの養成・研修の機会の設定（拡充）	89.1 (63.0)	94.2 (70.9)	89.0 (61.7)	85.2 (59.3)
2　ボランティア団体・グループリーダーの養成・研修機会の設定（拡充）	88.0 (53.8)	92.2 (56.3)	87.9 (52.8)	85.2 (55.6)
3　ボランティア養成講座の講師に指導力のある人を確保する	85.3 (50.2)	90.3 (54.4)	84.8 (47.2)	82.7 (56.8)

注 数字は，「必要である」（大いに必要＋どちらかというと必要）の%，
（　）内の数字は，「大いに必要である」の%である。
（資料）余暇文化振興会調査報告書より作成

これによると，「ボランティアの養成・研修の機会の設定（拡充）」，「ボランティア団体・グループのリーダー養成の機会の設定（拡充）」，「指導力のある養成講座の講師の確保」の各々に「必要である」と答えた市町村は85%以上である。また，「大いに必要である」に着目すると，「ボランティアの養成・研修の機会の設定（拡充）」が63.0%で，特に多い。

市町村別では，いずれの項目も市＞町＞村の順となっている。しかし，「大いに必要である」に着目すると，「リーダー養成の機会の設定（拡充）」及び「指導力のある養成講座の講師の確保」は市と村の差が余り見られない。村においては，これらが「養成・研修の機会の設定（拡充）」と同様に重要な課題として意識されていることが示されている。

次に，市町村の今後の取り組み姿勢や抱負について記述された中から，ボランティアの養成・研修に関する部分を抽出したものが下記である。

今後の取り組み姿勢や抱負（ボランティアの養成・研修に関して）

〔養成・研修の分野〕
・学習ボランティア，社会教育の分野におけるボランティアの養成
・高齢者に対するボランティアの養成
・在宅福祉ボランティアの養成
〔内容のレベル〕
・長い時間をかけて様々な学習機会を設け，真に活動できる人を養成したい
・登録者のレベルアップ
〔参加層の拡大〕
・加入者の若年化を図る
〔リーダー養成〕
・ボランティアのリーダー養成
〔学習成果の評価と活用〕
・講座等で学んだ成果をボランティア活動につなげる努力
・公民館講座の修了生を生涯学習ボランティアとして積極的に活用する
〔実施機関，連携〕
・地区公民館におけるボランティアの養成，各公民館単位でボランティアを養成
・新設予定の図書館，美術館，文化センターにおけるボランティアの養成
・社会福祉協議会と連携して開設したい

今後，養成・研修事業を実施するに当たっては，以上の担当者の意識に示されるように，生涯学習の分野におけるボランティアや社会教育施設の機能と結びついたボランティアの養成，高齢化などの地域課題への対応，活動内容の多様化・高度化への対応，参加層の拡大（青少年，勤労者，高齢者等），リーダー養成等によるボランティア団体・グループの育成と活性化への援助，講座修了者の評価と活用，関係機関との連携の促進などの視点が求められよう。

また，事業に取り組むための条件を整備することも重要な課題と思われる。例えば「今後の取り組み姿勢や抱負」について記入された中で，職員体制の問題が指摘され，「取り組むゆとりがない」とか「考えているゆとりがない」という記述が見られた。また，「職員の人材不足のため，事業の取り組みが出来ない」という指摘もあった。このような実状を考慮したとき，事業全体の見直しの中で，ボランティアの養成・活用事業を位置づけることも求められよう。また，職員研修における位置づけと他機関の研修機会への派遣も求められよう。

最後に，市町村の実態に対応した取り組みが求められよう。余暇文化振興会の調査では，養成・研修事業等の取り組みの実状において，全体として市＞町＞村の順に差異が見られた。これについては，市町村の担当者の次のような指摘が参考となろう。「少ない人口と老齢人口30％という現状では，きわめて育成しにくい」（町），「過疎化に伴う人口の減少と高齢化により，ボランティア活動の促進が図りにくい現状にある」（村）という実状である。もう一つ考慮すべきことは，農村部においては日常の人間関係や生活課題と結びついた団体活動等の中で，ボランティア的な協力関係が形成されており，改めて養成・研修事業を行う必要性が少ないということである。「小規模村なので，既にある程度ボランティアに近い形で協力していただいている」という指摘がその例である。この意味でも，今後地域の実状に即したボランティア活動の促進方策を探求し，その中に養成・研修事業を位置づけることが求められよう。

注１　伊藤俊夫「社会教育におけるボランティア論」（辻功・岸本幸次郎編『社会教育の方法』第一法規，1979（昭和54）年11月，45頁）

注２　社会教育審議会「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について（答申）」1971（昭和46）年４月（文部省内生涯学習・社会教育行政必携』第一法規，1993年（平成５）年７月所収）

注３　社会教育審議会「社会教育施設におけるボランティア活動の促進について（報告）」1986年（昭和61年）12月（前掲書所収）

注４　臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」1987（昭和62）４月（前掲書所収）

注５　生涯学習審議会「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（答申）」1992（平成４）年７月（前掲書所収）

注６　上條秀元「民間指導者・ボランティアの養成・研修と活用」（岡本包治編著『これからの指導者・ボランティア』ぎょうせい，1992（平成４）年10月，47頁）

注７　（財）日本余暇文化振興会『余暇学習の成果を生かしたボランティアの養成と活用に関する調査』1993（平成５）年３月。なお，この調査は平成４年10月から12月にかけて，無作為抽出による1,099の市町村教育委員会宛に実施した。有効回答数は475（有効回答率43.2％），調査対象は，教育委員会及び関係機関（社会教育施設，社会福祉協議会等）である。